

ストップ！ 集団的自衛権行使 たたかいの展望

五十嵐 仁（法政大学大原社会問題研究所前教授）

〔以下の論放は、『憲法運動』2014年9月号、通巻434号に掲載されたものです。〕

ご紹介いただきました五十嵐でございます。この3月に法政大学を退職しましたが、講演などで忙しい毎日です。平日にレジメを作って週末に講演をするという。これもみんな安倍さんのおかげです。

その安倍さんは大暴走をしています。この人は右にしかハンドルが切れない。そんな人がスビードアップして暴走を続ける。危険ドラッグを吸いながら運転しているのではないかとこの危惧を持たざる得ないほどの暴走ぶりです。

大企業優先、対米従属、民主主義破壊という、三拍子そろった戦後最低・最悪の首相です。最低・最悪の首相による憲法破壊、集団的自衛権行使容認という、平和国家としてのあり方の大転換がすでに始まっているわけですが、それをどう阻むのか。我々には何ができるのかを、今日はみなさんと一緒に考えてみたいと思っています。

I 集団的自衛行使容認による憲法9条の空洞化

(1) 安倍首相はなぜ行使容認をめざすのか

すでに、集団的自衛権行使容認については、学習したり、話をされていると思います。一言で言うってどういうことか。これは日本を海外で「戦争する国」にする、これまでより戦争しやすい国に変えてゆくということです。

これまでであれば、日本が攻撃されなければ反撃できなかった。集団的自衛権を行使できれば日本と「密接な関連にある他国」が攻撃されれば、日本が攻撃されていなくても反撃するこ

とができる。今までよりも戦争に加わっていく、あるいは戦争に引きずり込まれていく危険性が増大することになります。戦争についての敷居が低くなることは明らかであり、国民が不安に思うのは当然のことです。

なぜそれを目指すのか。日米同盟を米英同盟のような強固な攻守同盟に変えたいということだろうと思います。そして、戦前のような列強の一員として、大国としての威信を回復し、やがては国連のあり方を変えて、当面は安保理の非常任理事国、ゆくゆくは常任理事国になるという展望を抱いているのではないだろうかと思ひます。

よく安倍首相は、お祖父さんである岸信介のDNAを受け継いでいるといわれています。話としては面白いかもしれませんが、実際にはかなり現実的な目標を胸に抱いており、そのためアメリカと対等な形で同盟を強化することをめざしています。「軍事同盟は血の同盟である」と言っているわけですから、日本も血を流すという日米関係、日米同盟を双務的なものに変えていく。そうすることで、日本の国際的な地位を高めたいと考へているのではないのでしょうか。

とりわけ、安倍さんの個人的体験でいえば、湾岸戦争やイラク戦争のトラウマ、悔しい思ひがかなり深く影響しているように思ひます。湾岸戦争の時、戦争が終わって、戦後クウエートが出した感謝の新聞記事の中には日本の名前がなかった。イラク戦争の時には、アーミテージ米務副長官に、「お金だけではなく実際の部隊を送れ」、「ブーツ・オン・ザ・グラウンド」とねじ込まれた。これに抗しきれずに、イラクのサマーワに陸上自衛隊を派遣する。バグダット

空港に航空自衛隊を派遣する。この航空自衛隊の派遣については憲法違反であるという判決がその後、名古屋高裁で出されましたが、このようなことを繰り返したくないというのが、第一次安倍内閣以来の安倍首相の思いではなかったかということです。

また、国際的な外交・安全保障面においても、「戦後レジームからの脱却」を図るという、戦後の国際秩序をひっくり返すという狙いが、ここには込められています。しかし、これについてはアメリカが心配している点でもあります。集団的自衛権行使容認は以前からアメリカが日本政府に促してきたわけですから、これを実現することについては歓迎する。けれども、それを戦後国際秩序の「ちゃぶ台返し」をひそかに狙っているような、あるいはその危険性があるような安倍首相にやらせてよいのかという心配がある。この点がアメリカの懸念材料の一つと云っていいのではないかと思います。

(2) 行使が容認されたらどうなるのか

このような形で狙われている集団的自衛権行使容認ですが、それが実際に実現したらどうなるのかということです。

第一に、これは日本が攻撃されていなくても反撃できるわけですから、戦争できる「普通の国」となり、軍事大国化に向けて国富と財政が無駄使いされるといことです。こうした

動きは、すでに現実のものとして始まっています。ここに東京新聞を持つてきました。8月30日で「防衛省、過去最大の概算要求―武器調達で5兆円」という記事が出ています。来年度予算概算要求の中で、すでに軍事費、防衛費の増額があらわれています。去年から増額に転じていましたが、引き続きこうした問題が出てきています。

日本が攻撃されていなくても、「密接な関係にある他国」が攻撃されれば反撃することができるといふことで、アメリカの例が挙げられます。安倍首相が言っていたのは、アメリカに向かつて飛んでいくミサイルを指くわえてみていいのかということ。将来、グアムやハワイの米軍基地に向けて北朝鮮からミサイルを発射するかもしれない。それを日本が迎撃することが必要だというわけです。

しかし、アメリカの基地に向けて発射するミサイルを日本が撃ち落とせば、たちどころに日本に報復のミサイルが飛んでくる。日本の在日米軍基地に向けて北朝鮮からミサイルが飛んでくるのは当然考えられることです。すでに北朝鮮は在日米軍基地の名前を挙げて警告している。いまでもロック・オンされていると言われています。だからこれは、日本に対する攻撃を引き込む「呼び水」になります。日本政府は、ハワイやグアムにあるアメリカの基地の心配をする前に、どうして横田や横須賀の基地の心配をしないのか、ということになります。

第二に、自衛隊の海外派兵が可能になります。戦闘に巻き込まれるリスクが増えるのは当然です。これは国会でも追及されていましたが、安倍さんはそうしたリスクが高まることについ

て頑として認めようとしなさい。国民にそのことを知られたくないのです。

イラク戦争で日本は、自衛隊をサマーワとバグダット空港に送りましたが、犠牲者は出なかった。戦闘終結後の非戦闘地域への派遣ということで一定の縛りがかけられていたわけです。憲法9条による縛り、「バリアー」によって自衛隊はイラクにおいて守られていたのです。このような縛りや「バリアー」はこれからはなくなりません。もし、有志連合や多国籍軍に加われれば、たとえ後方支援でも死者が出る危険性は避けられません。たとえば、後方支援活動を行っていたドイツは、アフガニスタンで死者55人を出している。

こういう形でリスクが高まり、自衛隊に死者が出ると、自衛隊への志願者が減る。いずれ徴兵制に頼らざるをえなくなるのではないかと心配があります。ただし現在では、政府の憲法解釈によれば、「奴隷的拘束および使役からの自由」を保障した憲法18条違反になるから徴兵制は認められないとされている。それに対して「国を守る事業は決して奴隷的な拘束や苦役ではない」と石破さんは言うわけです。だから憲法18条の違反にはならないのだという解釈が、将来もし行われるとすれば、徴兵制も導入される。このような新しい解釈改憲の可能性も存在しているといえます。

第三に、日本の領海の外で日米共同軍事作戦の遂行が可能になります。イージス艦による米艦防護という問題です。5月15日の記者会見の時に安倍首相は、お母さんと赤ちゃん、子どもの絵を出して、朝鮮半島らしき所から日本に避難する日本人を乗せたアメリカの艦船Ⅱ軍艦を

防護しなくていいのかと訴えました。米艦防護については、これ以外にもたくさん事例が示されています。この米韓防護を行う艦船はおそらくイージス艦ということになるでしょう。このイージス艦、アメリカは84隻保有し、日本にはたったの6隻です。これから2隻造ろうとしているがそれでも8隻。10分の1で大きな開きがあります。6隻しかない自衛隊が84隻もあるアメリカの艦船を防護しようといっているわけです。小学生が横綱に「守ってあげるからね」と言っているようなものです。

第四に、イスラム社会から敵視され、テロの危険が高まります。有志連合だ、あるいは多国籍軍だといってそれに加わると、当然イギリスのようなことになる。ロンドンでテロ事件がありました。爆弾テロによって56人が亡くなり、スペインでもマドリードのテロで191人が命を落とすという惨事が起きました。しかも、いま中東では「イスラム国」という極めて危険な過激派の勢力が拡大している。その「イスラム国」などのテロを日本に引き寄せることになってしまふのではないでしょうか。

第五に、9条に基づく専守防衛の国是は変質し、平和国家としての日本の「ブランド」が失われます。戦後の日本は、経済大国であるにもかかわらず軍事大国にはならないという、これまでの世界史において例をみない新しい「世界史の実験」を行ってきたと言っている。この実験も今回の集团的自衛権行使容認によって終わりを迎えるのではないか。世界史の実験はここで挫折することになってしまふ。国際紛争を武力によって解決しないという国際政治の基本理

念も失われ、大変残念な結果をもたらすことになると思います。

(3) どこに問題があるのか

どこに問題があるのか。内容上の問題と手続き上の問題があります。

第一の内容上の問題は戦争をしやすくなる、戦争の敷居が低くなります。日本が攻撃されていなくても反撃することになりますから、それに対する新たな反撃がくる。ただちに日本は戦争に加わることになってしまふ。先制攻撃によって戦争の当事者になりやすいということになります。

第二の手続き上の問題では、条文を変えずに解釈を変えれば、憲法に定められていない内容上の変更が可能になってしまいます。憲法の規範性が失われ、立憲主義・法治国家が否定される、事実上の「憲法クーデター」となります。しかも今回、新たな武力行使の「3要件」が閣議決定の中に組み込まれました。「密接な関係」「明白な危険」「必要最小限」など、恣意的な判断による拡大の危険性が大きい用語が使われている。これらについて、いったい誰が、どのように判断するのか。結局は内閣あるいは首相が「総合的に判断する」ことになるでしょう。

閣議決定に向けての与党協議の中で、15の事例が示されました。そのうちの8つの事例が集団的自衛権行使にかかわる内容です。いずれも新しい武力行使3要件によって「行使できる」

というのが政府の見解になっています。

「限定的な容認」なら問題ないのかということですが、安倍首相は集团的自衛権行使を容認することによって、日本の安全はこれまでより高まると説明しています。「安全が高まる」、「積極的意味を持つ」ということが本当であるなら、どうしてそれを限定しなければならぬのか。「限定だからなんとか認めてくれ」というのが、今回の閣議決定です。やはり、日本の安全を高めるのではなく、それを低める。日本を危険な方向に引張ってゆくリスクがあることを安倍首相自身が自覚しているがゆえに、国民の不安がそれなりの根拠を持っていることを首相が認識しているから、「限定的な行使」と言い逃れせざるを得ないということです。

しかも、「限定できるのか」という問題もあります。攻撃されていないのに反撃する。相手が殴ってきたから殴り返す。「限定」的だから一発だけ殴り返す。それに対する反撃も一発だけにしてくれというわけにはいかないでしょう。相手がどのような形でそれに報復してくるか相手次第です。「限定」できるとするのは幻想にすぎません。

II 憲法破壊に向けての好戦的政策の実施

(1) 着々と進んでいる「戦争する国」に向けての既成事実化

このような「戦争する国」になるための憲法破壊に向けての政策は着実に実施されてきています。集団的自衛権行使容認の問題だけでなく、様々な既成事実化が着々と進んでいるということに注目しなければなりません。(文末の「資料」参照)

「戦争する国」に向けての既成事実化は三つの面で進んでいます。①法・制度の改変、②自衛隊の「戦力」化と在日米軍基地の強化、③世論対策と教育への介入ということです。

一つ目は法律や制度の改変です。昨年から今年にかけて、国家安全保障会議(日本版NSC)設置法が成立し、国家安全保障局が設置されました。戦前、五相会議という戦争主導の体制がありました。今日では、4閣僚会合ということになるでしょう。こうした体制ができました。武器輸出3原則から「防衛装備移転3原則」への変更ということで、武器の禁輸から輸出への180度の転換がはかられました。軍事支援・武器援助解禁のODA大綱改定にむけての報告

書が提出される。いま着々とそのための準備が進められています。

そればかりではありません。法の抜け穴を通じて、富士通の子会社アメリカのIT企業を買収し、審査を受けずに軍事産業が海外展開を可能にするという例も生まれています。改憲による自衛隊の国防軍化や軍法会議設置の目論見も示されています。自民党の憲法草案にはこうした内容が盛り込まれています。

二つ目は自衛隊の「戦力」化と在日米軍基地の強化です。これは昨年12月に国家安全保障戦略が閣議決定され、同じときに新防衛計画の大綱と新中期防衛力整備計画も閣議決定されました。日本版海兵隊の新設も来年度予算の概算要求に出され、「陸上総隊」の新設や水陸機動団の編成がはかられようとしています。水陸両用車52両、無人偵察機3機、オスプレイ17機の導入という計画も明らかにされています。そのオスプレイを佐賀空港に配備するという。沖縄にいるアメリカのオスプレイも本土にやってきて、横田基地などを飛び回っています。

米軍の辺野古新基地建設に向けて、辺野古沖のボーリング調査が強行されました。それに基づいてプイの設置が8月14日に始まっています。11月の沖縄県知事選挙に向けて何としても工事を急ぎ、既成事実化を進めてしまおうという焦りのあらわれだといっているのではないかと思います。

部隊運用や作戦指導における制服組の指導権の確立もはかられ、シベリアンコントロールが弱められるということも狙われています。

三番目は世論対策、教育への介入という点です。まずマスコミ対策。安倍首相は主要なマスコミ首脳との会食を頻繁に行っています。NHK会長と経営委員に安倍首相の「お友だち」を選任するということもありました。マスコミ対策、マスコミ工作が非常に周到になされている。細かく神経を配っているといつていいかもしれません。

たとえば昨年12月26日、安倍首相は昼に靖国神社に参拝し、夕方赤坂のANAインターコンチネンタルホテルに向かい、日本料理屋「雲海」でマスコミ各社の幹部と懇談していた。政治部長なども参加しているわけです。今年の5月15日、安民法制懇報告書が出され、これを受けて夕方、安倍首相は記者会見を行いました。その後首相が向かったのはマスコミ各社の幹部との会食の場であったということです。

最近も首相は、河口湖の別荘でゴルフをしていた。広島で土砂災害が起きた時、その報告を受けながらゴルフを再開し、東京にいったん戻ったために批判を受けました。この河口湖でのゴルフは誰と一緒だったのか。森元首相や三枝フジテレビ会長と一緒だったのです。三枝さんとは16日、18日、20日と3日間も一緒にゴルフをしていました。どれほど仲がいいのか。このようなマスコミとの癒着、あるいはマスコミ工作が非常に目につきます。

そればかりではありません。昨年、特定秘密保護法が成立しました。それと関連して先の国会で国会法が改定され、秘密会が設置されています。軍事機密と情報の隠ぺい、取材規制と国民の知る権利に対する侵害も着々と既成事実化していると言つていいと思います。

「戦争する国」になるための「人材づくり」、あるいは戦争するための「心づくり」が教育改革です。教育再生実行会議を中心に、教育委員会や教科書への介入、道徳の教科化が行われようとしている。英語を小学校の時から話せるようにする。アメリカとの共同作戦になれば使われる言語は英語ですから、英語教育を重視するというのはそうした裏があるのではないかと勘繰りたくありません。

「戦争する国」になるには、「戦争を支持する社会」と「戦える人材」を確保することが不可欠なのです。情報の規制、管理、あるいは教育、マスコミ統制など。これらはいずれも、戦える社会、戦える心、人材を生み出すという目的にそった「戦争する国」への準備にほかなりません。

(2) 3つの改憲戦術の総合的発動

このような転換を確実にするために、3つの改憲戦術が総合的に発動されています。①憲法の文書そのものを変える明文改憲、②憲法の内容に反する法律をつくる立法改憲あるいは実質改憲、③憲法の解釈を変える解釈改憲という3つが、現在総合的に発動されています。このこともきちんと見ておく必要があります。

安倍首相は当初、明文改憲を前面に出そうと考えていた節があります。当初言っていた96条

先行改憲論がそれです。しかし、どの世論調査をみても反対が多いので、途中で明文改憲から解釈改憲の方向に、つまり条文を変えずに解釈によって実質的な改憲を行ってしまうという姑息なやり方にチェンジしたのだと思います。

しかし、明文改憲をあきらめたわけではない。いずれ憲法の条文を変えるところを正面から打ち出すための準備は、先の通常国会で国民投票法の改定ということで実行されました。4年後には18歳投票権が与えられ、改憲のための国民投票が実施できる条件ができました。その時に出てくるのは自民党の改憲草案になる。これは憲法の原理を全部ひっくり返すようなところでもない条文になっています。

実質改憲Ⅱ立法改憲の点では、すでに、自衛隊法、防衛省設置法、PKO法、周辺事態法、国民防護法など、戦争にかかわるような各種の法律が制定されてきました。基本的に日本国憲法は戦争を想定していないわけですから、こうした立法は実質改憲と言っていると思います。最近では、国家安全保障会議（日本版NSC）設置法や特定秘密保護法がこれにあたる。下位法（法律）による上位法（憲法）の実質的改定であり、憲法下剋上、あるいは「立法クーデター」といったいいと思います。

これからは集団的自衛権行使容認の閣議決定に基づいて、来年の通常国会で改定法が出されてきます。これらも立法改憲、実質改憲です。

解釈改憲という点では今回の集団的自衛権行使容認が、まさにそのものということになり

ます。実は解釈改憲はこれで2回目なのです。一回目の解釈改憲は、「自衛隊は9条が禁止する『軍隊』ではないから保持可能である」という解釈の変更です、しかも「芦田修正」によって「自衛」のための実力組織であつて、「国際紛争を解決する手段」としての軍隊ではない、だから自衛隊をもつことはできるといふわけです。

「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」というのが9条一項であり、これに続いて、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と第二項では述べられています。この「前項の目的を達成するため」というのは、つまり「国際紛争を解決する手段としては」というところにかかるのであつて、自衛のための手段であれば大丈夫だと言つたのです。これは戦力ではない、軍隊ではないと。ところが今度の二回目の解釈改憲では、集团的自衛権の行使容認は「必要最小限度の範囲」に含まれる、9条の範囲に含まれるということ、解釈を広げてしまつたわけです。

他国が、日本と密接な関係にあれば、日本はその国を助けるために反撃できる。これは国際紛争の解決のために「軍隊」を派遣することを意味し、「軍事力」を行使することそのものになるわけです。ですから第二の解釈改憲によつて、第一の解釈改憲もでたらめで嘘であつたといふことがはっきりしたということになります。そもそも第一の解釈改憲もごまかしであり、無理があつた。それをさらに拡大する形で第二の解釈改憲Ⅱ集团的自衛権行使容認がなされたと

言っているでしょう。

(3) 安倍「積極的平和主義」の誤り

3番目は「積極的平和主義」の誤りという問題です。安倍さんがいう「積極的平和主義」の最大の間違ひは、非軍事的安全保障という発想が完全に欠落しているところにあります。軍事一辺倒、「力の政治」です。軍事以外の対話、交渉などで問題を解決するという姿勢がほとんどない。内閣発足以来、周辺諸国首脳との会談が、中国、韓国とは全くありません。こうした状況が長く続いているのです。こちらの方が安全保障上の大問題ではありませんか。

今回の集団的自衛権行使容認にあたって、「安全保障環境の激変」という理由があげられていました。これは第一次安倍内閣の時にも言っていたことです。今回も安全保障環境の激変だと言っている。安倍さんが首相になり、安倍内閣が発足するたびに「安全保障環境が激変」するというわけです。つまり、北朝鮮や中国の脅威が増大しているということになるのですが、もしそうであるなら、これまで一貫して自衛隊が増強され、在日米軍基地が強化されることになされてきた軍事的対応能力の増大は、抑止力としてまったく効果がなかったということになるではありませんか。今回も集団的自衛権行使容認することで抑止力が拡大すると言っていますが、それはつまり相手にとっても同じ事が言えるわけです。抑止力を拡大するためには軍事

的対応能力を増大しなければならぬという論理として利用されることになります。このようなことを互いに言い合えば、軍事的エスカレートを招くだけであり、これは「抑止の理論」から「軍拡の論理」に転換してしまいます。

今回の集团的自衛権行使容認についても、周辺諸国の警戒感を高めて軍拡の口実を与える。実際に軍拡競争は激化するでしょう。中国との関係でいえば偶発的衝突の危険性が増大していると言つていいと思います。このような危険性を下げるための外交努力がまったくなされていないことは驚くべきことです。周辺諸国との対話を阻害し、緊張を高めているのは安倍首相自身であり、その緊張を緩和するためには安倍さんが首相をやめるのが最善の策であるといわなければなりません。平和憲法を変質させ、平和的生存権を脅かす安倍首相の存在自体が憲法違反です。憲法99条にはなんと書いてあるか。「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と書いてあるのです。この義務を安倍首相は果たしていません。この点からも、安倍首相は「背広を着て歩く憲法違反」だと言わなければなりません。

Ⅲ たたかいの現段階と今後の課題

(1) 安倍首相の誤算と亀裂の拡大

このような安倍首相を早期退陣に追いこむことが当面の課題になります。ということですが、たかかいの現段階と今後の課題についてお話させていただきます。

これまで安倍首相は、「戦争する国」づくりということによって既成事実を進めてきましたが、それが順調に進んでいるかという点必ずしもそうではありません。そのことによって様々な矛盾や軋轢、反発が生まれていることも否定できない事実です。

とくに、アメリカとの関係は大変微妙です。アメリカは集団的自衛権行使容認を歓迎していますが、一抹の危惧と不安を抱えています。とくに今回の措置や今後の「戦争をする国」に向けた具体的な措置の一つ一つが、中国への挑発にならないかと心配しています。そもそも、安倍さんは「右翼の軍国主義者」であり、この点で民主党のリベラル派であるオバマ大統領とは

話が合いません。4月にオバマさんと日米首脳会談をしましたが、話がまとまらず、日本を出発する直前に共同声明がでるといふ異例のものでした。昨年の2月、最初の安倍さんの訪米の時も空港には大統領の迎えもなく、晩さん会もないという形で、共同記者会見も行われませんでした。

オバマさんは安倍首相を警戒している。安倍さんにはそれがわかつている。だから、最初の訪米の時には、右手に米軍普天間基地の辺野古移設、左手にTPP交渉への参加というお土産をもつていった。いまは、集団的自衛権行使容認ということですり寄ろうとしている。相手が嫌えば嫌うほど、気にいられようとしてすり寄るといふ関係が生まれているのではないでしょうか。オバマさんは、安倍首相が帝国主義的自立を密かに考えているのではないか、戦後の国際秩序をひっくり返そうとしているのではないかと懸念している。勝手に中国との間で緊張を激化させ、ドンパチを始めて、大変だから助けてということアメリカを戦争に引き込むということになったら困る、というのがオバマ大統領が心配していることではないかと思ひます。

先ほどマスコミ工作が大変用意周到になされると話しましたが、一部のメディアは安倍首相から離反しています。秘密保護法制定のときの強引さによつて見限られました。

与党・公明党の抵抗もありましたが、創価学会はいまだに釈然としない面があります。与党の「弱い環」が公明党であり、ここが「ねらい目」といふことがいえます。自民党OBによる批判はみなさんもよくご存知の通りです。古賀誠、加藤紘一、野中広務さんなどが『赤旗

日曜版』にまで登場して安倍さんに対して厳しい批判を繰り返しています。自分たちが育ててきた保守政党としての自民党が、極右勢力である「安倍一族」に乗っ取られてしまったということに、ようやく気が付いてきたのではないかと思います。

元法制局長官など官僚OBの反感と異論も特徴的です。とくに柳沢協二さんなどは大活躍です。もと防衛官僚であったという過去が信じられないくらいに厳しい批判を次つぎと発言されている。これらの人々は世論を喚起するうえで重要、かつ貴重な役割を果たされていると高く評価していると思います。

(2) 共同の広がり、世論の変化

このような中、注目すべき共同の広がり、世論の変化が生じています。私は「反響の法則」と言っています。ボールを地面に強く叩きつければ叩きつけるほど高く跳ね上がるということ。いま国民の世論はそういう形で大きく跳ね上がってきていると思います。安倍改憲と戦争への現実性を伴った危機感が幅広く、国民の間に浸透し始めてきています。

たとえば、デモと集会の復権があります。これは反原発運動や秘密保護法反対運動、反ヘイトデモなどでも顕著です。こうした集会やデモが頻繁になされているということだけでなく、最近ではマスコミなどでも報道されるようになりました。テレビのニュースなどで日比谷公園

での集会が大きく報道されるなどということも一度や二度ではありません。

国会内の多数勢力と世論とのかい離もどんどん拡大しています。自民党を支持したのは有権者の4〜5分の1です。衆議院選挙、参議院選挙の絶対得票率、対有権者比の得票割合をみれば、一番多かったのが衆議院選挙・小選挙区の得票割合で、有権者の25%にすぎない、参議院選挙の比例代表でも18%です。有権者の多数が自民党を支持し、自民党の政権復帰を望んでいたわけではないのです。半分は投票に行かない。投票した半分は野党に入れ、残りの半分ほどが自民党に入れたのです。だから25%、4分の1ということなのです。

民意とのかい離はどんどん拡大しています。共同通信の8月世論調査では、集团的自衛権の行使容認反対は60・2%、毎日新聞の8月調査でも行使容認に反対は60%です。5月に54%、6月に58%ですから、4ポイント、2ポイントと反対が増えてきています。しかも8月という、7月1日に閣議決定がされた後ですから、閣議決定によっていよいよ戦争に巻き込まれるのではないか、「戦争する国」になってしまうのではないかという心配が高まった結果だと思えます。

琉球新報社と沖縄テレビが行った合同世論調査では、辺野古の新基地建設のための海底ボーリング調査について、「中止すべきだ」が80・2%で8割です。これだけ多くの沖縄県民が反対しているにもかかわらず、集团的自衛権行使容認閣議決定、あるいはボーリングのためのプイ設置ということを行っている。ますます民意とのかい離が拡大してきているのが現状です。

(3) 閣議決定後の課題

——間違つた決定には明確なペナルティを課すべき

7月1日の閣議決定後の課題とこれからの展望です。間違つた決定には明確なペナルティを課すべきであるということです。

滋賀県知事選に続いて、沖縄でのミニ統一地方選挙、10月には福島県知事選挙、11月には沖縄県知事選挙があり、来年4月には統一地方選挙などがあります。こうした各種選挙で与党を敗北させる。この選挙を有権者である国民の側から異議申し立てをする機会、チャンスとして、活用することが重要です。

「限定」的な行使だからいいではないかと首相は言っていますが、この「限定」の縛りをさらに強くすることも必要です。安倍首相は国内では「変わらない」といい、外国では「大きく転換した」と言っている。二枚舌もいいところですよ。「変わらない」「限定している」から、「平和国家としての基本は維持されている」と説得されてしまったのが公明党です。公明党がいままで「平和主義」や「平和憲法の理念は維持されている」というのであるなら、それに沿つた形で「限定」の縛りを強くすることが、これからの国会審議の中で重要になると思います。創価学会婦人部などは、戦争に対する危機感が強いと聞いています。創価学会婦人部に働

きかけて一緒に反対の声明を出すことや呼びかけを出すことも検討していただきたい。

もう一つ可能性としてあるのが裁判です。閣議決定の違憲確認の訴訟を起こすことが考えられます。すでに松阪市長などを中心にそのような動きも始まっています。

(4) どう立ち向かうのか

解釈改憲、立法改憲、明文改憲の各段階での反撃が必要です。内閣支持率が4割台に低下している。それをさらに下げることです。安倍首相の武器は株価と支持率といわれています。支持率は過半数を切った。株価はどうなるのかわからない。どうやら天に見放されたようで、8月の天候不順で景気は悪くなる。アベノミクス破綻ということで株価も下がってゆく可能性が濃厚です。

明後日、内閣改造があります。骨格や中心メンバーは変えないなかで、高市早苗、山谷えり子、稲田朋美という人たちが内閣に入ったたり、自民党の役員になるといわれています。「安倍カラー」はさらに強まるでしょう。イギリスの『エコノミスト』誌はすでに高市さんが入ることへの警戒感を表明しています。

安倍内閣が厳しい状況に陥る可能性は大きい。さらに世論の力を盛り上げて追撃しなくてはならない。これが大きな目標になります。そのためにも、事実を知り、教訓を学び、正しい情

報を発信することが大切です。とくに事実を伝えることです。国民の多くは知りません。こうした人たちに伝えてゆく。可能な形で情報を発信していくことが大切です。

もう一つ重要なことは、そのような形で情報を発信し、伝えれば、世論は変わるということです。この間、確実に変化がうまれてきています。国民は大きな不安を抱き、このままだから大変なことになると思い始めています。8月27日の毎日新聞に、こんな投書が掲載されました。「戦中戦後を乗り切ってきて、今また、不安な毎日を暮すなんて考えてもみませんでした。何事にも自分本位の首相の言動、もう信じられませんか」というものです。このように感じている国民は多い。皆さんの側から情報を発信し、事実を伝え、理解を深めていただくことが必要です。そのためにも、若者と女性のエネルギーを最大限に発揮する。高齢者の知恵と経験を生かす。これが必要です。

私は、講演の最後に必ずこう言っています。お年寄りの方が多いときには、「こんなさなくなっていく世の中をこのまま残して、お迎えを待つというのでいいのでしょうか」と。平和で民主的で豊かな、孫や子が将来に希望をもって住み、生きることができると世の中に少しでも変えて、やすんじてお迎えを待つというのが正しい高齢者の生き方ではないかと。ついでに、「運動」は身体に良いとも。

是非、若者や女性、もちろん現役の方々も、国民の中に分け入り、情報を伝え、世論の変化を生み出していただきたい。このことをお願いし、そのために皆さんが先頭に立たれることを

【論巧】 ストップ！ 集団的自衛権行使 たたかいの展望

期待しまして、私の話を終わります。（いがらしじん）

（2014年9月1日、全労連会館で開催された憲法共同センターの「学習決起集会」での講演を整理したものです。）

[以下の資料は、『憲法運動』 9月号、通巻 434号、に掲載された論攷「ストップ! 集団的自衛権行使 たたかひの展望」の文末に掲載されたものです。]

2013年

4.28 政府、サンフランシスコ講和条約発効 61 年を記念し「主権回復記念式典」開催

8.8 内閣法制局長官に小松一郎駐仏大使の起用を閣議決定

10.3 日米両政府、2014 年末までに「日米防衛協力の指針」を改定することで合意

10.8 陸自と米海兵隊による日米共同訓練、陸自饗庭野演習場で開始。オスプレイ初参加

11.2 日露両政府の外務・防衛閣僚協議、東京で初会合。定例化で合意。

11.15 改正自衛隊法成立。緊急時に在外邦人を救助するため自衛隊による陸上輸送が可能に

11.26 国家安全保障会議（日本版 NSC）設置法成立

12.6 特定秘密保護法成立

12.17 初の国家安全保障戦略を閣議決定。積極的平和主義を強調、新防衛計画の大綱、新中期防衛力整備計画を閣議決定

12.26 安倍首相、靖国神社を参拝。

12.27 仲井真弘和沖縄県知事、米軍普天間飛行場移転問題で辺野古埋め立てを承認。

【論巧】 ストップ！ 集団的自衛権行使 たたかひの展望

2014 年

1.7 国家安全保障局発足

4.1 武器輸出三原則に代わる新たな原則として防衛装備移転三原則を策定

5.15 安保法制懇、集団的自衛権行使容認の報告書を提出

6.16 パリでの武器見本市に日本政府の勧誘に応じた三菱重工・東芝など 13 社が初参加

6.26 政府開発援助（ODA）有識者懇談会、軍事利用解禁を検討する提言の報告書を提出

7.1 集団的自衛権行使容認の閣議決定

7.7 小野寺防衛庁長官訪米、上陸用装備を搭載できる強襲揚陸艦を導入する意向表明

7.8 オーストラリアとの間で防衛装備品と技術の移転に関する協定を締結

7.15 厚木基地にオスプレイ飛来。7.19 オスプレイ 2 機、米軍横田基地に着陸

7.17 国家安全保障会議、ミサイル部品の対米輸出を決定。防衛装備移転三原則での初の輸出

7.18 佐賀空港へのオスプレイ配備計画が表面化

7.18 ソマリア沖の自衛隊派遣 1 年延長と多国籍部隊に初の司令官派遣を閣議決定

8.1 岸田外務大臣、ベトナムとの間で巡視船として使用できる船舶 6 隻供与で合意

8.3 防衛省、民間フェリーの船員を予備自衛官とする構想検討開始

と報道（毎日新聞）

8.3 防衛省、5年後をめどに自衛隊初の宇宙部隊を発足させる方針と報道（東京新聞）

8.9 防衛省、新たな迎撃ミサイル「地上配備型SM3」の導入を検討と報道（毎日新聞）

8.14 沖縄防衛局、名護市辺野古の埋め立て予定地でボーリング調査のためのブイ設置

8.20 オスプレイ、東日本で初訓練。静岡・山梨両県内の自衛隊演習場で離着陸訓練

8.26 富士通の英国子会社、5月に米IT企業を買収し米防衛市場に初参入と報道（東京新聞）

8.29 防衛省、15年度予算の概算要求で過去最大の5兆545億円を計上し、初めて5兆円を突破。オスプレイ、水陸両用車、無人偵察機などを新たに導入